

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現 状

(1) 地域の災害等リスク

・洪水：ハザードマップ

当市のハザードマップによると、当会が立地する市街地地域において、1mを超える浸水が予想されている地域が多く、2mを超える地域も多数存在する。
商業が多く集まる本町商店街地域も1m以上の浸水が予想される地域となっている。

・土砂災害：ハザードマップ

当市のハザードマップによると、笹神地区、安田地区の山間部が土石流等、土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっており、出湯・村杉地域は、特別警戒区域にも指定され、当地は五頭温泉郷を形成しており、温泉旅館が集積している。

・地震：ハザードマップ

直下型地震、月岡起震断層と長岡平野起震断層を想定し作成しており、市内の危険度や液状化を示している。
月岡断層帯の長期評価によると、地震規模 M7.3 程度の地震発生率は今後 30 年以内で、ほぼ 0%~1%と言われている。

・その他

平成 23 年 7 月の新潟・福島豪雨災害が発生した際には、当市でも避難所を 9 箇所開設し、床上床下浸水の被害が発生した。当市は阿賀野川に面し、阿賀野川水系の都辺田川・安野川流域などでも過去に何度も集中豪雨を起因とする水害が発生した。
また、当市には山間部もあり、昭和 60 年豪雪や平成 23 年度豪雪では住宅への影響が出るなど雪害も発生しており、今後は雪処理の担い手不足も課題となってくる。

・感染症

新型インフルエンザは、10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のような感染症は国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 1,664 者
- ・小規模事業者数 1,466 者

【内訳】

(単位：者)

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考 (事業所の立地状況等)
建設業	486	468	市内各地に立地している
製造業	184	135	市内に工業団地が数か所形成されている。 大雪による交通への影響が懸念される
卸売業	38	27	市内各地に点在している
小売業	324	277	商店街を形成する中心地は浸水が予想される地域となっている

飲食・宿泊業	146	138	温泉地が山間部にあり土砂災害警戒区域となっている
サービス業	404	353	市内に広く分布している
その他	82	68	中心地よりやや外れた地域に点在

※令和6年4月1日現在商工会基幹システムより抽出

(3) これまでの取組み

1) 当市の取組み

- ・阿賀野市地域防災計画の策定
- ・阿賀野市地域防災訓練の実施
- ・防災、感染症等対策備品の備蓄
- ・防災行政無線、緊急告知 FM ラジオ、安全安心メール等の防災情報発信の運用

2) 当会の取組み

- ・事業者 BCP に関する国の施策の周知
- ・損保会社と連携した損害保険への加入促進
- ・商工会危機管理マニュアル策定

II 課 題

現状では、自然災害等による緊急時の取組みについての漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員が不足している。といった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染症拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目 標

- ・地区内小規模事業者に対し災害時のリスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・平日・休日を問わず、発災時における連絡・情報共有を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また感染症に関しては国内・域内など発生ステージごとに速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年3月1日 ～ 令和11年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

【 1. 事前の対策 】

- ・ 当会の商工会危機管理マニュアルについて、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・ 巡回経営指導等の機会を活用し、ハザードマップや過去の被災事例等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスクや産地内サプライチェーン企業の被災によるリスク、及びその他影響を軽減するための取組みや対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、企業間連携、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・ 会報や市広報、ホームページ、公式 LINE 等において、国・県・市の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険等の概要、事業者 BCP に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者 BCP（即時に取得可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等についての指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取組みに関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関しては業種別のガイドラインに基づき、感染症拡大防止対策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・ 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、IT やテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・ 商工会危機管理マニュアルにより対応

3) 関係団体との連携

- ・ 提携する損保会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険等の紹介等を実施する。
- ・ 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や損害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・ 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、産地組合等とのセミナー等の共催

4) フォローアップ

- ・ 小規模事業者の事業者 BCP 等取組状況の確認
- ・ 適宜実施している当会と当市のミーティングにおいて、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害等が発生したと仮定し、当市との連携体制、連携ルートの確認等を行う。
(訓練は必要に応じて実施する)

【 2. 発災後の対策 】

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一である。その上で、下記の手順で地域内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後 3 時間以内に職員の安否確認を行う。
(SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当会と当市で共有する。)
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、阿賀野市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定及び情報共有

- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3 日以内に情報共有する。
商工会クラウドのお知らせ機能を掲示板として被害状況・対応状況を共有する。

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内 10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内 1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害の見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内 1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内 0.1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

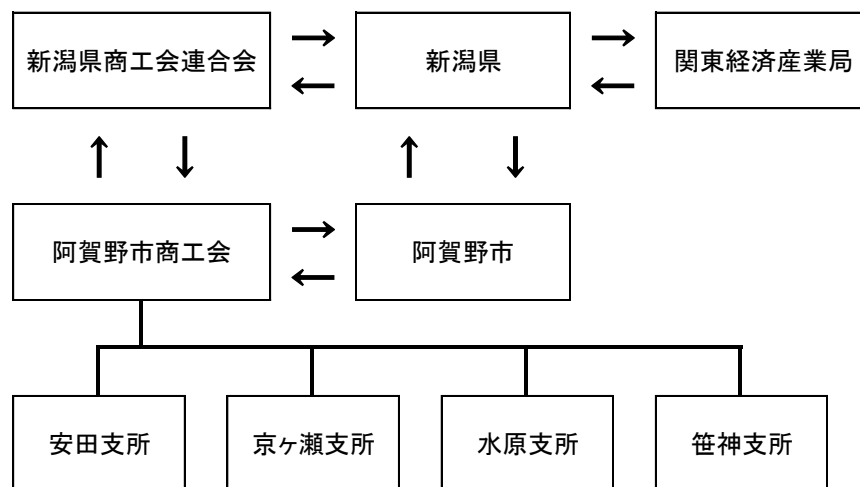
発災後～2 週間	1 日に 2 回共有する
2 週間～1 ヶ月	1 日に 1 回共有する
1 ヶ月～2 ヶ月	2 日に 1 回共有する
2 ヶ月以降	適宜情報共有する

- ・情報把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

【 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 】

- ・平日、休日を問わず、自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当市が共有した情報を、県の指定する方法にて当会又は当市より県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を県の指定する方法にて当会又は当市より県へ報告する。

《 連絡ルート 》



【 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 】

- ・相談窓口の開設方法について、阿賀野市と相談する（当会は、国の依頼を受けた新潟県商工会連合会の要請により特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況や詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

【 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 】

- ・県の方針をふまえ、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

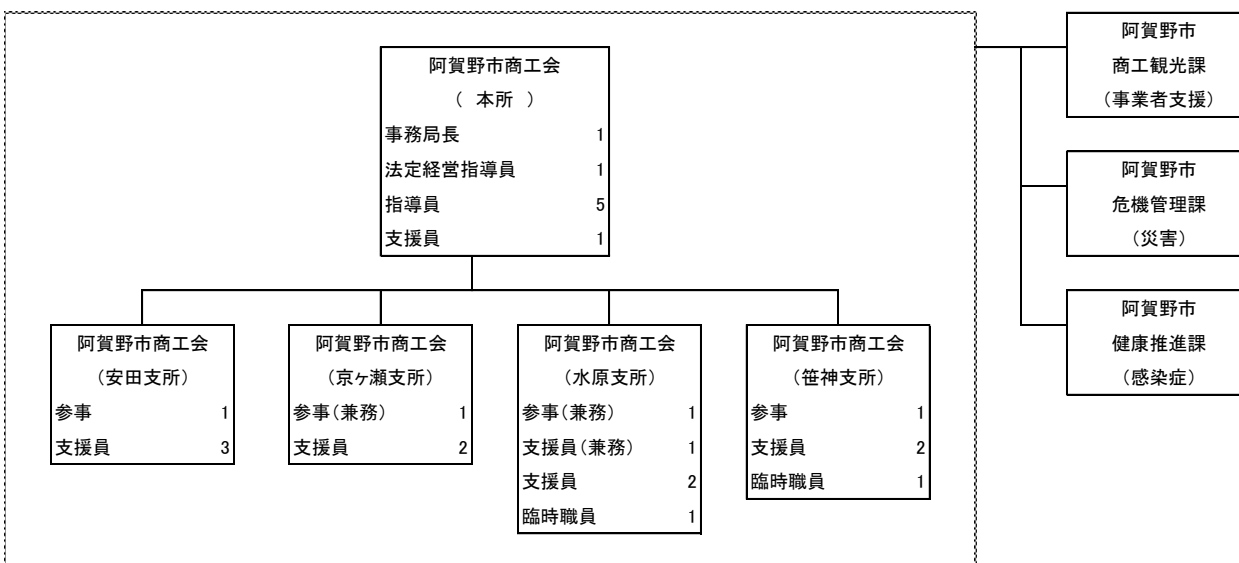
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和6年4月現在)

(1) 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

法定経営指導員 田上 博子 (連絡先は後述 (3) ①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度 等)

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

(3) 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会/商工会議所

阿賀野市商工会 経営支援室

〒959-2021 新潟県阿賀野市中央町 2-12-5

TEL : 0250-62-2047 FAX : 0250-62-7007 E-mail : agano@shinsyoren.or.jp

②関係市町村

阿賀野市役所 危機管理課

〒959-2092 新潟県阿賀野市岡山町 10-15

TEL : 0250-62-2510 FAX : 0250-62-2521 E-mail : kikikanri@city.agano.lg.jp

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
必要な資金の額	1,060	1,110	960	1,110	960
・ 専門家派遣費	150	150	150	150	150
・ 協議会運営費	10	10	10	10	10
・ セミナー開催費	300	150	300	150	300
・ パンフ、チラシ作成費	300	500	200	500	200
・ 防災、感染症対策費	300	300	300	300	300

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入・手数料等収入、国補助金、阿賀野市補助金、新潟県補助金、事業収入、受託料収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
該当なし
連携して実施する事業の内容
該当なし
連携して事業を実施する者の役割
該当なし
連携体制図等
該当なし